

令和6年度第1回沖縄県盛土等規制検討委員会(R6.12.20) 意見対応表

■主な委員意見と対応方針

No.	項目	意見要旨	対応方針(案)
1	盛土規制法（R5.5月施行）の概要について	規制区域検討案として県土全域が規制の対象となる見込みと説明があったが、保全対象や人家が存さないと考えられる箇所も規制区域に入ることになるのか。(委員)	- 法や技術基準等で示される保全対象の「人家等」は、人家のみならず道路や施設、またそれらに流入する背後流域等も規制対象となるため、これらに準じると離島も含めて県下全域の多くの範囲が規制対象となる見込みである。(事務局) - 規制区域指定の考え方で説明
2	盛土規制法（R5.5月施行）の概要について	規制対象行為(土地の形の変更規模等)は、1m超の盛土や、2m超の切土等の法で規定される基準規模がベースになるのか。この規模を越えなくても危険な盛土もあると思うが、そのようなものの取り扱いも考えておく必要があるのではないか。(委員)	- 県の条例で別途定めることも可能であるが、基本的には法律で定められている基準に準じて運用を開始し、必要に応じ適宜検討することを考えている。(事務局) - 令和7年度に沖縄県基準等を検討する際にあらためて確認する
3	盛土規制法（R5.5月施行）の概要について	一時的な土石の堆積等で示される「土石」の定義についてはどのように考えているのか。例えば製糖工場からのバガスやコンクリートのスラッジ等の産業副産物や、碎石場内の堆積行為や沈砂池の浚渫土等の取扱いについても検討が必要ではないか。(委員)	「土石」の定義は盛土等防災マニュアル等で規定されているが、県の特性を勘案して漏れがないか検討する。(事務局) - 令和7年度に沖縄県基準等を検討する際にあらためて確認する
4	規制区域指定	「隣接・近接する土地の区域」の考え方として、平坦地で50m、傾斜地で250mの範囲が示されているが、盛土材の種別や材料特性等で細かく規定する必要はないか。(委員)	- 技術基準に示される「過去の盛土に起因する土砂災害事例」「大規模盛土造成地の滑動崩落事例」「土砂災害警戒区域の指定基準」を踏まえ、盛土材の特性等も考慮した最大の範囲を採用している。(事務局) - 規制区域指定の考え方で説明

No.	項目	意見要旨	対応方針(案)
5	規制区域指定について	スキマの無い規制という法の趣旨を踏まえ、無人島も含め規制対象とすることが望ましいのではないか。(委員)	- 他自治体の区域指定事例や「スキマのない規制」という法の趣旨を勘案し、盛土が持ち込まれる危険性も踏まえ適切に設定する。(事務局) - 規制区域指定の考え方で説明
6	規制区域指定について	集落の考え方について、「50戸 50m」というのは沖縄の特性を反映した条件設定であるのか。(委員)	- 同条件は、開発許可基準の既存集落の定義に合わせているため、県の特性を反映した条件と位置づけている。(事務局) - 規制区域指定の考え方で説明
7	規制区域指定について	規制区域候補案について、白地となっている箇所は立ち入りができないような箇所との認識で良いか。(委員)	- 保全対象となる道路や人家等がない流域は白地候補となるが、土砂の搬出入の可否という観点で現地状況も精査し、必要に応じ区域指定を検討予定である(事務局) - 規制区域指定の考え方で説明
8	既存盛土等調査	安全性把握調査の優先度評価フローにおいて、「災害防止措置が十分」という評価はどのように判断するのか。(委員)	- 盛土タイプに応じて法面の安定性向上や雨水・地下水の排除、盛土崩壊や流出の防護に対する工法が技術基準には示されているため、それら施設が適切に施工されているかを現地で確認し、判断することとなる。また、施設や周辺地盤の変状、湧水の有無等も判断の参考となる。(事務局) - 既存盛土調査の進捗報告で説明 - 既存盛土調査の最終的な結果については令和7年度の次回委員会にて報告する

No.	項目	意見要旨	対応方針(案)
9	既存盛土等調査	安全性把握調査の優先度評価フローにおいて、優先度ランク B1,B2 の違いや優先度ランク A に対する位置づけはどのようなものになるのか。また、他自治体での先行実施事例はあるのか。(委員)	- 安全性把握調査は、当面の間は優先的に S ランク～B2 ランクまでを対象に安全把握調査を実施すること、また、そのランクの順を目安に実施することが示されている。このうち、S 及び A1～A3 ランクは、変状又は湧水が認められる箇所であり、特に優先的に調査を実施する必要がある盛土等に位置づけられる。B1とB2の違いは、湧水の有無の違いであり、湧水の可能性がある、又は湧水が確認できない場合でも、災害防止措置が不十分な場合は安全性把握調査を優先的に実施する B1、B2 ランクに位置づけられる。これらに該当しない盛土等については、当面は経過観察(詳細・概略)で対応することとなる。(事務局) - 多くの他自治体は現時点で基礎調査のうち盛土等分布調査を実施している段階であり、優先度評価等は今後実施予定と認識している。(事務局) - 既存盛土調査の進捗報告で説明
	既存盛土等調査	調査要領に安全性把握調査は原則として土地所有者が実施するとあるが、土地所有者に対し安全性把握調査の具体的な調査方法や対応方法をどのように周知、指導していくのかなどを考えた方がよい。(委員)	- 技術基準では、安全性把握調査は地盤調査及び安定計算によって安全性を把握することとされているが、具体的な内容や緊急性が高いものの等の取扱いは示されていないため、基準等の検討が必要と考えている。(事務局) - 令和7年度に沖縄県基準等を検討する際にあらためて確認する

No.	項目	意見要旨	対応方針(案)
	既存盛土等調査	机上調査で既存盛土の候補を抽出後、現地調査を実施予定とのことだが、机上調査等で抽出した既存盛土候補のうち、どの程度を現地調査の対象とする予定か。(委員)	- 沖縄県が別事業で過年度に実施した既存盛土調査では 500 箇所以上の盛土候補地が確認されている。(事務局) - 盛土等分布調査が新旧地形図の重ね合わせ等机上調査を主としているため、全数を対象にその結果の精査も兼ねた現地調査を実施する方針としており、さらに既存盛土等に該当することが確認できた箇所については応急対策の必要性判断や安全性把握調査の優先度評価のための現地調査をおこなう予定である。(事務局) - 既存盛土調査の進捗報告で説明
	その他	規制区域検討のための現地調査は R6 年 12 月中に完了予定であり、R7 年 1 月からは既存盛土確認のための現地調査を実施予定。本日の委員会内容や現地調査の結果も踏まえ、基礎調査の整理を進め、R7 年 3 月頃開催予定の次回委員会で基礎調査の成果等を確認する予定。(事務局)	現在の状況及び今後の予定について、令和 6 年度・令和 7 年度の盛土規制法検討スケジュール(案)にて説明
	その他	中核市である那覇市も、県と連携しながら独自に盛土規制法に基づく基礎調査を進めている。当委員会での意見も参考に検討を進め、規制区域の考え方や規制内容及び規制開始時期についても、県と齟齬がないようにしたいと考えている。(那覇市)	那覇市の盛土規制法基礎調査における規制区域の考え方を説明